

教職員に対する懲戒処分に係る公表基準の一部改正について

教職員に対し、懲戒処分（免職、停職、減給、戒告）を行った場合は、原則として処分日に公表を行っていますが、公表の例外措置を講じているにも関わらず、インターネットやSNSの普及により、複数の情報を結びつけることで、わいせつ事案等における被害者が特定される可能性が高くなってきている状況があります。そこで、被害者のプライバシー保護を徹底できるよう、令和元年7月22日開催の横浜市教育委員会臨時会で、教職員に対する懲戒処分に係る公表基準の一部を改正しました。

不祥事の防止については、日ごろから指導・徹底しておりますが、非違行為に対しては今後とも厳正に対処していくとともに、より一層不祥事防止へ取り組んでまいります。

■改正の内容

わいせつ事案等においては、被害者が特定されうる情報を除いて公表していますが、処分日に公表することで被害者のプライバシーの保護が十分に果たせなくなるおそれのある場合は、処分日の属する年度の翌年度に公表します。

教職員に対する懲戒処分に係る公表基準について(抜粋)

1 各懲戒処分の公表について

(5) 公表の例外措置

わいせつ事案等においては、被害者が特定されうる情報を除いて公表するが、被害者が児童・生徒であり、被害者又はその保護者が公表を望まない場合において、これらの措置を講じても、処分日に公表することで被害者のプライバシーの保護が十分に果たせなくなるおそれのある場合は、処分の公表を遅らせ、処分日の属する年度の翌年度に公表する。

※改正後もすべての懲戒処分について、記者クラブへの資料提供や記者発表等を通じて公表することに変更はありません。

■適用日

令和元年7月22日

お問合せ先

教育委員会事務局教職員人事課長 小川 信也 Tel 045-671-3244